

令和 3 年度決算審査特別委員会報告書

令和 4 年 9 月 8 日第 3 回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された令和 3 年度七飯町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに公営企業会計決算について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 20 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

令和 3 年度決算審査特別委員会  
委員長 平 松 俊 一

記

1 事件名

- (1) 認定第 1 号 令和 3 年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
- (2) 認定第 2 号 令和 3 年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (3) 認定第 3 号 令和 3 年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- (4) 認定第 4 号 令和 3 年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- (5) 認定第 5 号 令和 3 年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (6) 認定第 6 号 令和 3 年度七飯町水道事業会計決算認定について
- (7) 認定第 7 号 令和 3 年度七飯町下水道事業会計決算認定について

2 審査の経過

令和 4 年 9 月 8 日、9 日、12 日、13 日、14 日、16 日、20 日の 7 日間委員会を開催した。

審査に当たっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、町長、副町長、教育長、担当課長、センター長、局長の出席を求め、審査を行った。

### 3 審査の総括

令和3年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算審査にあたり、詳細かつ慎重に審査を行った結果、全会計において認定すべきものと決定した。

町長への総括質疑においては、

- ① 小さな流用が多く、事務的なミスが多かったがそれに対する考えは。
- ② 道の駅の公募案件に納付金まで記載する必要があるのか。企業努力によって利益を出しているのにも関わらず、町が納付させるというのはおかしくないか。
- ③ 企業版ふるさと納税について、町の事業の落札業社が寄附していることについての考えは。
- ④ 町有地の売却時には必ず公募するようにすべきではないか。
- ⑤ アップル温泉のポンプについて、利用負担の考え方を考えるべきではないか。
- ⑥ 安全衛生委員会について、産業医を参加させるべきではないか。

という質疑に対し、

- ① 今回の予算の流用については、決算審査特別委員会でご指摘があったとおり、小さな流用が積み上がり、結果的に大きな金額を流用しているものなど、事務の執行方法に不手際があったことについては、担当課長からもお詫びがあったとおり反省すべき点であると認識しております。

また、予算の流用の根拠については、地方自治法第220条第2項において、「歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる」とあり、同じく、七飯町財務会計規則第17条には「予算に定める歳出予算の各項、若しくは目の流用、又は歳出予算の事業項目の大事業、若しくは細事業、若しくは節間の流用を必要とする場合は、予算流用票により町長の決裁を受けなければならない」と規定されており、これまでも細心の注意を払いながら業務の執行上やむを得ない場合に限り、この流用を認めているものでございます。

この度、ご審議いただきました令和3年度決算審査特別委員会への要求資料で提出しました「予算流用5万円以上」の調書において、全部で17件の流用がございました。その中において、特定の課において、多数の流用があったこと、また、その原因が決算見込みの把握誤りにあり、事務的なミスという点をご指摘のとおりと考えております。

委員会の中で挙げられておりました「チェック機能が十分ではない」とのご指摘を踏まえ、令和4年度の補正予算の提案時や決算見込みの整理段階において、これまで以上に、担当課長、担当係長の二重チェック機能を徹底し、さらに、町民の皆様の大切な税金を扱っているということを再認識させるためにも、私から職員へ注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

② 道の駅なないろ・ななえの指定管理につきましては、清掃や除雪、光熱水費など、道の駅を最低限運用するために必要な維持管理業務と民間の創意工夫により様々なサービスを提供する自主事業の大きく2つに分けられます。このうち、維持管理業務に関する経費を町が指定管理料として支払うものでして、維持管理費を指定管理者の努力により圧縮できた部分は、他の指定管理施設と同様、精算しないこととしており、この点は従前のおりとなっております。

もう一つの自主事業につきましては、指定管理者が創意工夫により実施する事業により利益を上げていただきますとともに、町が直営で運営するよりも利用者へのサービスが充実することを期待しているところです。

ご質問のとおり、企業努力によって利益を出していることについて、町が過度に納付を要求することは慎むべきと考えます。そのうえで、令和3年度は指定管理者から「自主事業の収益のうち一定割合を寄付することとし、近い将来には指定管理料ゼロと同様の効果を目指します。」と提案があったところです。

町としましても指定管理者の提案を受け、令和4年度の公募要領の規定を見直し、寄付金を納付金と修正し納付額を指定管理者に提案してもらい、選定の際の評価指標とすることといたしました。ただし、これで完べきとは考えてなく、今後も指定管理者制度のより良い活用のため創意工夫を重ねて参りたいと考えておりますのでご理解願います。

③ 企業版ふるさと納税も含めて、七飯町のまちづくりに対して数多くの企業から、金品、物品等のご寄附をいただいているところでございます。

七飯町といたしましては、これらのご厚意を今後のまちづくりにしっかりと生かしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、企業版ふるさと納税制度に関しましては、特に誤解を受けやすい制度でもございますので、地域再生法施行規則など関係法令を遵守し、職員倫理・コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

④ 今回、令和3年度において町が町有地を売却した件数は3件であり、その処分方法については、いずれも「随意契約」の手続きにより売り払いを進めたことを決算審査特別委員会で担当課長より答弁してございます。

町が町有地の売り払いをするに当たっては、基本的には一般競争入札の方法により広く公募し、予め入札を有効とする最低売払価格を公表して行うことを町の要綱である「七飯町普通財産の売払いに関する取扱要綱」に定めております。

これまでも、普通財産である町有地の売り払いについては、この要綱に則り売り払い事務を進めておりますが、一方でこの要綱には、一般競争入札によらないで随意契約により売り払いをすることができるものも規定しており、令和3年度の町有地の売り払いについては、この要綱に定める「随意契約」ができる項目を適用して売り払いが行われたものであります。

随意契約により売り払いをすることができる項目として、この要綱には全部で8項目を規定しており、財政課が売り払いをした土地については、第1号要件の「売払予定価格が30万円を超えないとき」及び、第6号要件の「七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるとき」の項目を適用し、土木課が売り払いをした土地については、条例（財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例）及び、要綱第3号要件の「公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接、公共団体又は事業者に売り払うとき」の項目を適用して今回は国に売り払いをし、教育総務課が売り払いをした土地については、第6号要件の「七飯町契約規則運用方針に定める特別の縁故者があるとき」を適用して売り払いを進めた町有地であります。

今回、総括質疑で「町有地の売却時には必ず公募するようにするべきではないか」とご質問を受けましたが、町としましては、基本的には公募による一般競争入札により売り払いをすることを原則として事務を進めておりますのでご理解願います。

- ⑤ アップル温泉のポンプについては、デイサービスセンター、養護老人ホームの3施設で利用しており、平成26年4月1日締結の「温泉泉源ポンプ電気料負担割合に関する協定」により、デイサービスセンター、養護老人ホームの2施設が温泉ポンプの電気料を全額負担し、町は温泉ポンプ電気料以外の泉源の維持管理に係る費用を負担するものとなっております。

ただし、泉源が枯渇する恐れがあるなど重要な事態が発生した場合は、3者においてその費用の負担を協議するものとなっておりますのでご理解願います。

- ⑥ 安全衛生委員会の開催にあたりましては、昨年開催の「令和2年度決算審査特別委員会」においてご指摘をいただき、その後令和3年度の途中からとなる11月から委員会を開催し事務改善に努めてきたところでございます。

産業医は、労働安全衛生規則第23条に規定するとおり、安全衛生委員会に対して労働者の健康を確保する観点から必要な調査審議を求めることができるとしております。労働安全衛生法に規定するとおり、専門的な知見をお持ちである産業医を委員として意見をいただくことを基本としております。

現在、産業医を委員として指名しておりませんが、いただくご意見は職場環境をより良いものにするうえでも重要であることから、ご協力をいただけるよう努めるとともに、法令順守を基本とし、引続き職員団体の意見も尊重しながら職場環境を整え、町民へより良い行政サービスを提供するよう努めてまいります。

と答弁があった。

以下、会計ごとの審査結果については、次のとおりである。

#### 4 審査の結果

##### (1) 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

一般会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1.	歳 入 総 額	13,954,537,763
2.	歳 出 総 額	13,549,093,934
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	405,443,829
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	26,474,000
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	26,474,000
5.	実 質 収 支 額	378,969,829
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0

令和3年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 13,954,537,763 円で、前年度と比較し、国庫補助金（特別定額給付金給付事業補助金）の皆減により、全体で 1,655,574,997 円減少している。町財政の根幹をなす町税の収入済額は 3,013,385,156 円と個人町民税、法人町民税、たばこ税などの増加により、前年度より 55,322,876 円増加している。

歳出総額は 13,549,093,934 円で、前年度と比較して、総務費（特別定額給付金事業費）の皆減により全体で 1,996,109,271 円減少している。

歳入歳出差引額は 405,443,829 円で、翌年度へ繰越すべき財源 26,474,000 円を差し引いた実質収支額は 378,969,829 円の黒字である。

なお、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は 325,582,274 円の黒字となり、これに財政調整基金への積立金 398,000,000 円、町債の繰上償還金 139,480,000 円を加えた、実質単年度収支額は 863,062,274 円の黒字となり、令和2年度まで6年間続いた実質単年度収支額の赤字が解消され、翌年度繰越額を除いた執行率は 98.0%とほぼ予算どおりに執行されたと認められる。

以上、本会計については、起立採決をした結果、賛成13名、反対2名により認定すべきものと決定した。

##### (2) 認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

て

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入 総 額		3,432,690,854
2. 歳 出 総 額		3,351,978,005
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		80,712,849
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支 額		80,712,849
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は3,432,690,854円、歳出総額は3,351,978,005円で、実質収支額は80,712,849円の黒字であり、当年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は2,415,429円の赤字となったが、前年度に比べ89,822,559円増加の96,093,000円の国民健康保険財政調整基金への積立てを行い、基金残高は102,363,441円となっており今後の財政不安に備えた運営が図られている。

以上のことを踏まえ、本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(3) 認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入 総 額		452,810,421
2. 歳 出 総 額		445,587,624
3. 歳 入 歳 出 差 引 額		7,222,797

4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実質収支額		7,222,797
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は452,810,421円、歳出総額は445,587,624円で、実質収支額は7,222,797円の黒字となっている。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(4) 認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◇ 決定認定

◇ 概要及び理由

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳入総額		2,936,784,588
2. 歳出総額		2,875,920,872
3. 歳入歳出差引額		60,863,716
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費遞次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実質収支額		60,863,716
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計の歳入総額は2,936,784,588円、歳出総額は2,875,920,872円で、実質収支額は60,863,716円の黒字となっている。

次に、介護サービス事業勘定については、歳入歳出同額の11,629,040円となっており、歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定繰出金である。

本会計は、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

(5) 認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

土地造成事業特別会計の歳入歳出決算は、次表のとおりである。

区 分		金 額 (円)
1. 歳 入	総 額	1,554,366
2. 歳 出	総 額	1,554,366
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	0
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0
	(2) 繰越明許費繰越額	0
	(3) 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5. 実 質 収 支	額	0
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額		0

本会計については歳入歳出同額の1,554,366円となっており、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、繰出金は一般会計歳入へ繰入れられ、土地造成事業特別会計は令和4年3月31日をもって廃止された。

(6) 認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について

- ◇ 決 定 認 定
- ◇ 概要及び理由

総収益 484,936,836 円で 2,282,114 円の減少、総費用 421,678,952 円で 5,770,914 円の減少、差し引き当年度純利益は 63,257,884 円となり、前年度繰越利益剰余金 74,926,335 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 138,184,219 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 138,184,219 円から、令和4年度に減債積立金 30,000,000 円、建設改良積立金 40,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 68,184,219 円としている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、適切な施設整備及び維持管理を行っており、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認



定すべきものと決定した。

(7) 認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

◇ 決 定 認 定

◇ 概要及び理由

総収益 695,767,125 円で 25,572,891 円の減少、総費用 695,117,278 円で 5,191,397 円の増加、差し引き当年度純利益は 649,847 円となり、前年度繰越利益剰余金 29,414,135 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 30,063,982 円で黒字決算となった。

当年度未処分利益剰余金 30,063,982 円から、令和4年度に減債積立金 2,000,000 円を積み立てした処分後の繰越利益剰余金は 28,063,982 円としている。

以上、本会計については、令和2年度から地方公営企業法が適用され、適正な予算執行が行われていると判断されることから、全員一致で認定すべきものと決定した。